

飼料作物品種名登録審査要領

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

第 1 趣 旨

一般社団法人 日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）内に設置する飼料作物品種表示委員会（以下「委員会」という。）が、協会会員から登録申請のあった品種名を協会に備える飼料作物品種名登録簿（以下、「登録簿」という。）に登録するための審査については、飼料作物種子品種表示運用基準（以下「運用基準」という。）及び飼料作物品種表示委員会設置規則（以下「設置規則」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 登録の申請

- 1 本協会会員であって、品種名の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、別記様式第 1 号の登録申請書に必要事項を記入の上、運用基準第 3 の品種の定義を満たすか否かを審査するため、次に掲げる資料を添付して委員会事務局に提出する。
 - (1) 来歴（例：系統図、育成（導入）機関、系統番号、両親名、育成（導入）経過）
 - (2) 特性の概要（例：生産性、早晚性、病虫害抵抗性、耐倒伏性、適応地域、品種の用途）
 - (3) 試験成績（例：品種特性試験、地域適応性試験）
 - (4) 栽培上の注意事項
 - (5) 品種を証明する書類の写し（例：公的機関等が発行する品種証明書、公的機関等に準ずる機関（大学等）が発行する品種証明書、履歴や品種の特性等が記載された生産者（生産会社）の誓約書）
 - (6) 写真
- 2 委員会事務局は、登録申請書や添付資料に不備があった場合、登録申請者に対して補正を求めることができる。
- 3 委員会事務局は、先に申請があった品種名の登録申請を優先して受け付けることとする。また、同一の品種名で複数の登録申請があった場合や同一の品種に対して異なる品種名の登録申請があった場合などには、申請を受理する前に登録申請者と事前調整することができる。

- 4 委員会事務局は、審査するに足る登録申請書及び添付書類が整った場合には、登録申請を受理し、別記様式第2号により、その旨を登録申請者へ通知する。
- 5 委員会事務局は、登録申請を受理した場合、別記様式第3号による登録申請者の申請に基づき、登録申請品種名を第4に定める登録簿に仮登録することができる。仮登録の期間は、登録申請者が仮登録を申請した日から登録（又は登録不可）の通知日までとする。
- 6 委員会事務局は、以下に該当する場合、登録申請者の申請を却下することができる。申請を却下する場合は、別記様式第4号により、その旨を登録申請者へ通知する。
 - (1) 補正を求められた登録申請者が、正当な理由なく、その補正を行わなかったとき
 - (2) 登録申請者が登録申請書に必要な資料を添付しなかったとき
 - (3) 登録申請者が登録申請料を納付しなかったとき
- 7 登録申請者は、登録又は却下が行われるまでの間、別記様式第5号により委員会事務局へ通知することにより、申請の取り下げを行うことができる。

第3 審査の実施

- 1 委員会は、飼料作物の種類ごとに、原則として申請の受理順に審査を行うものとする。ただし、登録申請者への補正要求、資料要求等により審査が中断している場合にあっては、この限りでない。
- 2 委員会は、登録申請者から申請のあった品種について、設置規則第6の登録要件に関して、以下の(1)から(3)までに適合するか否かを審査する。ただし、登録申請者が第2の1の(5)に掲げる品種を証明する書類の写しを添付した場合にあっては、(2)の審査を省略することができる。
 - (1) 登録対象の品種が、設置規則第6の1のいずれかの品種に該当すること
 - (2) 他の品種との識別性があり、品種の特性等について、次の条件をすべて満たすこと
 - ① 飼料作物として重要な形質に係る特性を有するものであること
 - ② 形質が実用上支障のない程度の均一性を有するものであること
 - ③ 特徴となる形質が持続すると見込まれるものであること

- (3) 品種の名称について、農林水産省から公表されている「品種名称審査基準マニュアル」に照らして適当であること。ただし、原則として、品種の名称には会員の名称を含まないこととする。
- 3 委員会は、登録申請者に対して審査に必要な資料の請求及び指示をすることができる。
- 4 委員会は、正当な理由なく資料が提出されなかった場合や資料に不備・不正があった場合には、審査を中止することができる。審査を中止する場合は、別記様式第6号により、その旨を登録申請者へ通知する。
- 5 委員会は、登録の申請があった品種名について、審査を行い、登録簿への登録の要件を満たすと認められた場合は、協会会員のみがアクセスできる協会のホームページ上に品種名、特性の概要、試験成績、写真等を公表し、設置規則第5の2に定める期間、別記様式第7号により、異議申立てを受け付ける。また、再審査の結果は、別記様式第8号により、異議申立者に通知する。

第4 飼料作物品種名登録簿

- 1 委員会は、品種名と登録申請者をセットで登録することとし、第3の審査の結果、品種名の登録が適当と判断する場合には、登録簿に品種名等を登録するとともに、別記様式第9号により、品種名を登録した旨を登録申込者へ通知する。また、審査の結果、登録を認めることが不適当と判断する場合には、別記様式第10号により、その旨を登録申請者へ通知する。
- 2 品種名の登録取消を希望する登録申請者その他の者（以下、「登録取消申請者」という。）は、委員会に対し、別記様式第11号により、品種名の登録取消を申請する。この場合においては、委員会は、審査の上、別記様式第12号により、登録取消申請者（その他の者が申請した場合は登録申請者を含む。）へ審査結果を通知する。
- 3 有効期間の満了後引き続き品種名の登録を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、委員会に対し、別記様式第13号により、品種名の登録更新を申請する。この場合において、委員会は、審査の上、別記様式第14号により、更新申請者へ審査結果を通知する。

4 登録簿は、別記様式第15号によるものとするが、登録申請者の要請により、開示することで登録申請者が不利益を受けると認められる場合にあっては、来歴及び育成（導入）した機関名については、一部不開示とすることができる。

第5 事務局

委員会の事務局は、協会種子部が担当する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、品種名の登録等に関し必要な事項は協会会長が別に定める。

附 則

この要領は、2018年11月30日から実施する。

別記様式第1号
登録申請書

年 月 日

飼料作物品種表示委員会事務局 宛

登録申請者 印

飼料作物品種名登録審査要領第2の1の規定に基づき、下記のとおり、添付資料を添えて、品種名の登録を申請する。

記

- 1 飼料作物の種類
- 2 登録申請品種名
- 3 品種名を登録する理由
- 4 担当者の氏名及び連絡先

添付資料：要領第2の1に掲げる資料

注) 品種名を登録する理由については、運用基準第6の1の(1)～(3)及び2～4のどの品種に該当するか明確になるよう記載下さい。

別記様式第2号
登録申請受理書

番 号
年 月 日

登録申請者 宛

飼料作物品種表示委員会事務局 印

下記の飼料作物品種名登録の申請を受理しましたので、お知らせします。

記

- 1 品種名登録申請番号
- 2 品種名登録申請年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録申請品種名

別記様式第3号
仮登録申請書

年 月 日

飼料作物品種表示委員会事務局 宛

登録申請者 印

○年○月○日付けで飼料作物品種名登録の申請を受理されたので、飼料作物品種名登録審査要領第2の5の規定に基づき、下記のとおり、品種名の仮登録を申請する。

記

- 1 飼料作物の種類
- 2 仮登録申請品種名
- 3 品種名を仮登録する理由
- 4 担当者の氏名及び連絡先

別記様式第4号
登録申請却下書

番 号
年 月 日

登録申請者 宛

飼料作物品種表示委員会事務局 印

下記の飼料作物品種名登録の申請は、飼料作物品種名登録審査要領第2の6に該当するため、却下します。

記

- 1 品種名登録申請番号
- 2 品種名登録申請年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録申請品種名
- 5 申請却下の理由

別記様式第5号
登録申請取下げ書

年 月 日

飼料作物品種表示委員会事務局 宛

登録申請者 印

下記の飼料作物品種名登録の申請は、飼料作物品種名登録審査要領第2の7の規定に基づき、取り下げます。

記

- 1 品種名登録申請番号
- 2 品種名登録申請年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録申請品種名
- 5 申請取下げの理由
- 6 担当者の氏名及び連絡先

別記様式第6号
登録審査中止書

番 号
年 月 日

登録申請者 宛

飼料作物品種表示委員会 印

下記の飼料作物品種名登録の申請は、飼料作物品種名登録審査要領第3の4に該当するため、登録審査を中止します。

記

- 1 品種名登録申請番号
- 2 品種名登録申請年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録申請品種名
- 5 審査中止の理由

別記様式第7号
異議申立書

年 月 日

飼料作物品種表示委員会

異議申立者 印

下記の飼料作物品種名登録の申請について、飼料作物品種名登録審査要領第3の5に基づき、異議を申し立てます。

記

- 1 品種名登録申請番号
- 2 品種名登録申請年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録申請品種名
- 5 異議申立ての理由
- 6 担当者の氏名及び連絡先

添付資料：異議申立ての理由を裏付ける具体的な資料

別記様式第8号
異議申立結果通知書

番 号
年 月 日

異議申立者 宛

飼料作物品種表示委員会 印

〇年〇月〇日付けで異議申立てがあった下記の品種について、申立内容を考慮し再審査した結果、登録は適当（不適当）と判断されましたので、お知らせします。

記

- 1 品種名登録申請番号
- 2 品種名登録申請年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録申請品種名
- 5 登録は適当（不適当）とする理由

別記様式第9号
登録通知書

番 号
年 月 日

登録申請者 宛

飼料作物品種表示委員会 印

下記のとおり、飼料作物品種名登録審査要領第4の1に基づき、飼料作物品種名登録簿に品種名を登録したので、お知らせします。

記

- 1 品種名登録番号
- 2 品種名登録年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録品種名

別記様式第 10 号
登録不可通知書

番 号
年 月 日

登録申請者 宛

飼料作物品種表示委員会 印

下記の飼料作物品種名登録の申請は、審査の結果、飼料作物品種名登録審査要領第 3 の 2 の登録要件を満たしていないため、品種名を登録できませんでしたので、お知らせします。

記

- 1 品種名登録申請番号
- 2 品種名登録申請年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録申請品種名
- 5 登録できない理由

別記様式第 11 号
登録取消申請書

年 月 日

飼料作物品種表示委員会 宛

登録取消申請者 印

下記の飼料作物品種名の登録は、飼料作物品種名登録審査要領第 4 の 2 に基
づき、取消を申請します。

記

- 1 品種名登録番号
- 2 品種名登録年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録品種名
- 5 取消申請理由
- 6 担当者の氏名及び連絡先

別記様式第 12 号
登録取消申請通知書

年 月 日

登録取消申請者 宛

飼料作物品種表示委員会 印

○年○月○日付けで登録取消の申請があった下記の品種について、取消申請理由を考慮し審査した結果、登録取消は適当（又は不適当）と判断されましたので、お知らせします。

記

- 1 品種名登録申請番号
- 2 品種名登録申請年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録申請品種名
- 5 登録取消が適当（不適当）な理由

別記様式第 13 号
登録更新申請書

年 月 日

飼料作物品種表示委員会 宛

登録更新申請者 印

下記の飼料作物品種名の登録は、飼料作物品種名登録審査要領第 4 の 3 に基
づき、更新を申請します。

記

- 1 品種名登録番号
- 2 品種名登録年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録品種名
- 5 更新申請理由
- 6 担当者の氏名及び連絡先

別記様式第 14 号
登録更新通知書

年 月 日

登録更新申請者 宛

飼料作物品種表示委員会 印

○年○月○日付けで登録更新の申請があった下記の品種について、引き続き、品種名登録簿への登録の要件を満たすかどうかを審査した結果、登録更新は適当（又は不適當）と判断されましたので、お知らせします。

記

- 1 品種名登録番号
- 2 品種名登録年月日 年 月 日
- 3 飼料作物の種類
- 4 登録品種名
- 5 登録更新が適当（不適當）な理由

別記様式第 15 号

飼料作物品種名登録簿

整理番号：

登録番号	
飼料作物の種類	
登録品種名	
来 歴	
特性概要	
申請者名	
育成（導入）機関名	
登録申請年月日	
登録申請受理年月日	
仮登録申請年月日	
登録年月日	
登録更新年月日	
登録有効年月日	